

明るい安八

2016年4月号

第36号

発行責任者

日本共産党

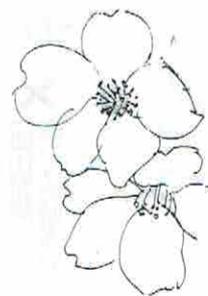
安八支部

連絡先

西松 忠男

Tel. 64-2391

(FAX兼用)



戦争法廃止、福祉とくらし向上へ共同を



住民の願いを3月議会にとどけ奮闘した西松幸子議員

3月定例町議会

日本共産党・西松幸子議員が談話

三月定例議会の冒頭、堀町長は予算説明で、町内の企業の事業縮小等で町税収入が減少し財政的には厳しいと指摘、その中でも28年度は人口増加に繋がる施策を重点に安全・安心なまちづくりを努めていくと所信を述べました。

最近株価の動向に見られるように、地域でもやはりアベノミクスの効果など出ていないと改めて痛感しました。そして厳しい財政下でどう福祉とくらしを守り抜いていくのかが問われていると感じます。

私は住民のみなさんの意見を聞きながら一般質問では次ぎの二点について

- ①「介護保険制度」の改定による町の対策
 - ②定住促進住宅取得助成事業の拡大
- それぞれ町当局の見解を求めました。

「介護体制」の町の対策を万全に

国が「介護保険制度」を変えて、これまで保険の対象としてきた要支援①と②の方の「訪問介護」や「デイサービス」の利用を保険から外し、町へ移す問題について西松議員は、「町の財源はいいのか、介護の質が落ちるのではないか」と住民の不安が広がっているが、どう対応されているのかと質問しました。

これに対し福祉課長は、町としては新たに「介護予防・日常生活支援総合事業」としてとりくむことになり、従来から受けているサービスの質や負担増とならないよう配慮していくと答弁しました。なお2月現在の要支援①②の方は59人、特養ホームの待機者は3月1日現在で174人もいることを明らかにしました。

「定住促進住宅取得助成事業」を中古住宅の取得まで拡大できないか?

町は新年度、人口減少問題と少子化対策の打開へ「住宅取得助成事業」に500万円を予算化しましたが、西松議員はこれを評価しつつ、新築住宅への助成だけでなく中古住宅

日本共産党生活相談

お気軽にどうぞ～西松幸子・64-2391

戦争法廃止、参院選躍進めざす

日本共産党大演説会

*5月14日(土)午後2時00分～

*岐阜市文化センター

市田忠義党副委員長・参議院議員

お誘いあわせてご参加ください。

の取得とリフォームにも助成を拡大したらどううかと提言しました。

これに対し町長は、現在町内の空き家の実態を調査しており、今後「空き家対策計画」を策定したいとし、今後その動向を見ながら検討していきたいと答弁しました。

子育て支援事業の拡充へ

ホリデー・サポート・スクール事業を開設

共働きなどで保護者が昼間家庭にいない小学生児童を対象に「放課後児童クラブ」を開設していますが、これまで夏休期間中のみの開設を今年度から「冬休み、春休み期間中」も開設することになり父兄から歓迎と期待の声が寄せられています。



昨年9月19日、自公政権は憲法9条を踏みにじり、集団的自衛権行使を容認し、日本を戦争に巻き込む安保法制（戦争法）を強行しました。

しかしこれに反対して、立憲主義と民主主義を回復しようとする国民のたたかいがさらに大きく広がっています。

日本共産党は参院選挙での「野党共闘」実現へ全力です。

西松幸子議員も「戦争法を廃止して平和を守りましょう」と訴えています。

戦争への道を許すか、それとも平和を守りぬくのか!

「戦争法」廃止へ頑張る日本共産党に「支援を

町民のみなさんへ訴え広げる西松幸子議員

米軍などへの兵たん支援

●重要影響事態法、海外派兵恒久法など

従来の米軍支援法にあった地理的制限を撤廃し、地球規模で物資の輸送や補給などの支援が可能です。従来は、「他国の武力行使と一体化する」として禁じていた戦闘地域での活動も認められています。戦闘で兵たん部隊は標的になりやすく、自衛隊が襲撃され、武力で応戦し、「殺し・殺される」危険が高い。

PKO（国連平和維持活動）の拡大

●PKO法

①他国部隊などが攻撃された際に応戦する「駆けつけ警護」②「住民保護」などのための警備や巡回、検問などの任務を加え、これらの任務遂行のための「妨害排除」のための武器使用を認めました。自分が攻撃されていなくても、撃つてもいいのです。

政府は南スーダンで、今秋にも実施を狙っています。戦後初めて、自衛隊が海外で「殺す」危険が高まっています。アラブエミレーツで米軍の対テロ戦争と混然一体になった「国際治安支援部隊」（ISAF）のような活動にも参加が可能です。

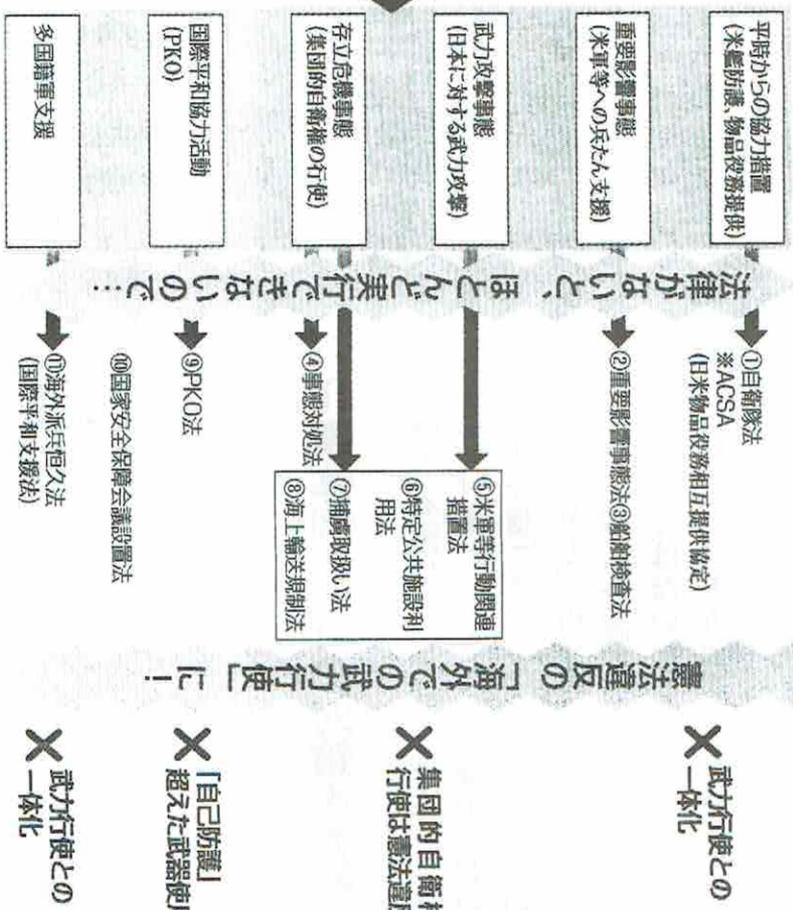
戦争法とは——参戦 四つの仕組み

新ガイドラインと戦争法、従来の憲法解釈との関係

ガイドラインの協力項目
(15.4.27合意)

戦争法（安保法制）
(15.9.19成立)

従来の憲法解釈
では



戦争法（安保法制）は11の法律を軸に構成されています。そのほとんどが新ガイドライン（表）を施行するためのものであり、しかも、従来の政府解釈では憲法が禁じる「海外での武力行使」に該当します（表）。戦後60年余りで確立された政府解釈を、安倍政権は一昨年の「閣議決定」で百八十度転換させたのです。戦争法は大まかに、四つに分類できます。

集団的自衛権の行使

●事態対処法など

歴代政府は、日本が武力行使できるのは「日本に対する武力攻撃が発生した場合」などに限定。「他国防衛」である集団的自衛権の行使は当然、憲法違反です。

安倍政権は、集団的自衛権の行使は日本の「存立危機」につながる場合に限るとしていますが、実際の判断は時の政権の裁量次第。国会では、相手が日本への攻撃を表明していなくても、「意図」を推測して武力行使するということ、事実上の先制攻撃の可能性さえ挙げられています。

米軍部隊の防護

●自衛隊法

自衛隊が自らの武器を守る「武器防護」規定を拡大して、米軍などを「防護」できるようにしました（自衛隊法95条の2）。防護対象は、米軍の空母や戦闘機など、何でもありです。武力紛争にいたっていない「平時」から、「防護」態勢が取られるため、米軍と自衛隊で共通の作戦要領が必要になります。両者の一体化が加速し、自衛隊の米軍の「一部分」にされる危険があります。

※改定ACSAは戦争法11本のなかに含まれていないが、国会での承認案件。現時点で未提出